

名護市斎場の市外使用料金が変わります

平成24年5月1日より名護市斎場の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、名護市斎場の火葬料金が下の表のとおりに変わります。

※朱色の部分が変更した箇所になります。

区分	単位	使用料			
		市内	市外		
			北部地区	その他	
火葬場	大人（12歳以上）	1体につき	13,000円	32,000円	50,000円
	子供（12歳未満）	1体につき	9,000円	22,000円	40,000円
	妊娠4月以降の死産児	1体につき	6,000円	15,000円	
	改葬遺骨	1体につき	6,000円	15,000円	
	手術肢体等身体の一部	1件につき	4,000円	10,000円	
葬祭場	ホール	1回につき	2,000円	8,000円	
	祭壇	1回につき	8,000円	32,000円	
	冷房設備	1時間につき	300円		

1 「市内」とは、次に掲げる者が、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき現に市に住所を有する場合をいい、「市外」とは「市内」以外の場合をいう。

- (1) 死亡者（当該死亡者の死亡時）
- (2) 喪主（死産児の父又は母を含む。）
- (3) 遺骨を改葬しようとする者
- (4) 手術肢体等身体の一部を切除された者

2 「北部地区」とは、次に掲げる者が、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、宜野座村、金武町、恩納村、伊是名村及び伊平屋村のいずれかにおいて住民基本台帳に記録又は外国人登録原票に登録されている場合をいう。

- (1) 死亡者（当該死亡者の死亡時）
- (2) 喪主

3 「その他」とは、市外において前項の場合以外をいう。

お問い合わせ

名護市企画部環境対策課

環境衛生係

電話番号：0980-52-0003

名護市斎場使用の申請時間が変わります

平成 24 年 5 月 1 日より名護市斎場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部が改正され、申請時間が下記のとおりになります。

名護市内 → 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（変更はありません）

北部市町村 → 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（変更はありません）

その他の市町村 → 火葬を行う前日、午後 3 時～午後 5 時 15 分

※名護市の施設について、名護市内に住所を有する方ができるだけ不便なく利用できるように、上記時間の受付になりました。趣旨をご理解のうえ、ご協力よろしくお願いします。

お問い合わせ

名護市企画部環境対策課

環境衛生係

電話番号：0980-52-0003